

特別養護老人ホーム ふたみ苑 短期入所 ご利用料金表（全室個室）

◎ 基本ご利用料金

令和元年10月1日現在

※3食ご準備する場合

	基本 ①	滞在費 ②	食費 ③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①×2+②+③	1日あたり ①×3+②+③
				第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	2割負担	3割負担
要支援1	514円			1,634円	1,724円	2,474円	4,220円	4,734円	5,248円
		第1段階							
要支援2	638円	820円	300円	1,758円	1,848円	2,598円	4,344円	4,982円	5,620円
要介護1	684円			1,804円	1,894円	2,644円	4,390円	5,074円	5,758円
		第2段階							
		820円	390円						
要介護2	751円			1,871円	1,961円	2,711円	4,457円	5,208円	5,959円
		第3段階							
要介護3	824円	1,310円	650円	1,944円	2,034円	2,784円	4,530円	5,354円	6,178円
要介護4	892円			2,012円	2,102円	2,852円	4,598円	5,490円	6,382円
		第4段階							
要介護5	959円	2,006円	1,700円	2,079円	2,169円	2,919円	4,665円	5,624円	6,583円

朝食：500円 昼食：600円 夕食：600円 ただし、上記「食費③」の各段階別金額を上限とします。

食費・滞在費のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります。

区分（段階）	対象者
第1段階	生活保護を受給されている方 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得年金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方
第4段階	上記対象条件以外の方

※次のいずれかに該当する場合は、軽減を受けられません。

1. 住民票上の世帯が異なる（世帯分離している）場合であっても、配偶者が市民税課税されている場合
2. 預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

◎社会福祉法人等利用者負担額軽減について

市民税非課税世帯等、生計が困難な方の負担を軽減するため、介護サービスを提供する社会福祉法人等による軽減制度があります。

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』をお持ちの方は、証記載の割合を軽減いたします。

◎加算項目及びご利用者負担額（1日あたり）

項目	概要（条件）	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1人以上配置	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	①看護職員を入居者25人又は端数を増すごとに1人以上配置 ②最低基準を1人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保している 以上全ての要件に該当している場合加算	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う職員を基準より1人以上、上回って配置	18円	36円	54円
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など療養食を提供する。 欠食の場合は算定しない。	8円/回	16円/回	24円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護・介護職員のうち常勤職員を75%以上配置	6円	12円	18円
送迎加算（片道）	ご利用者の居宅と事業所間の送迎を行なった場合	184円	368円	552円
若年性認知症入所者受入加算	65歳未満の認知症の方を受け入れた場合加算	120円	240円	360円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合加算	90円	180円	270円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	A（基本料金＋加算料金）×8.3%		A×2×8.3%	A×3×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	A（基本料金＋加算料金）×2.3%		A×2×2.3%	A×3×2.3%

* その他の取り扱いについては介護保険給付の扱いに応じた金額となります。

◎介護保険対象外のご利用者負担額（1日あたり）

※ご希望の方のみ

項目	内容	
日用品セット	歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジブラシ、舌ブラシ、入れ歯洗浄剤 ティッシュ、ハンドソープ、化粧水、乳液、ベビーオイル、 入浴剤、カミソリ、シェービングフォーム	190円
飲み物セット	コーヒー、紅茶、緑茶、ジュース、ミルクココアなど	100円/回
理美容代	訪問理美容サービスを希望される方	実費

* 趣味的活動に係る費用等は実費となります。